日光市監査委員告示第２７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和７年１２月２３日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

１　監査の対象　　霧降高原キスゲ平園地（指定管理者）
２　監査の期間　　令和７年１１月１２日～令和７年１１月２６日
３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

３　監査の対象

指定管理施設　霧降高原キスゲ平園地

指 定 管 理 者　一般財団法人　自然公園財団

所　　管　　課　日光観光課

４　監査の期間

令和７年１１月１２日～令和７年１１月２６日

５　監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について実施した。

（２）あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳簿及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

７　監査の結果

（１）総括

指定管理者から提出された関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

［指定管理者（一般財団法人　自然公園財団）］

（ア）園地内に設置されているチップボックスの募金について、指定管理に係る業務で使用

している通帳とは別に管理されていた。

（イ）業務委託において、契約金額と請求金額に差異があったが、変更契約等の手続きがされていなかった。

［指定管理者・所管課共通］

（ア）指定管理業務仕様書で定めた指定業務の販売事業（物品）について、事業計画書等に自主事業として計上されているものが見受けられた。

（イ）自主事業を実施するにあたり、自主事業実施計画書が提出されていなかった。

8　意見及び要望

［指定管理者（一般財団法人　自然公園財団）］

（1）指定管理に係る収支決算等で、自動販売機に係る記載が不足するなど、一部不明瞭な部分が見受けられた。今後は、各収入や支出の状況がより明確にわかるよう、事業計画書等の作成に取り組まれたい。

（2）収納した売上等の現金について、入金頻度が少なく現金の安全管理が不十分であった。今後は、現金の安全管理を確保できるよう、より定期的に金融機関に預けるなどの仕組みを所管課とともに検討されたい。

（3）キスゲ平園地内に設置されたチップボックスの募金について、指定管理者制度の会計とは別通帳で管理を行っていることから、事業報告書等に募金の額や用途についての記載がなかった。募金については仕様書に定めた業務であることから、仕様書の主旨に合わせて同じ会計になるよう早急に検討されたい。また、募金の管理体制や安全性の確保について所管課と改めて協議するとともに、募金に係る状況等を所管課に対して適宜報告するなど、現金管理の重要性を考慮した対応を検討されたい。

［所管課（日光観光課）］

（1）指定管理者が自主事業として取り組んでいる自動販売機の設置について、設置に係る手続きや料金に対し、所管課として理解が不足していた。今後は、例規や仕様書等を再度確認し、指定管理者とともに点検を行い、適正な業務の遂行に当たられたい。

（2）余剰金については、両者で協議の上、市への納付又は施設の整備・補修に充てるものとして年度協定で定めている。これまで多額の余剰金が発生していることから、取り扱いを明確に説明できるよう対応されたい。

（3）指定管理業務仕様書で定めた指定業務と自主事業について、事業計画書、事業報告書及び収支決算書等に相違があった。これは、所管課が仕様書を事前に確認したうえで、事業計画書を精査し適切に指導を行えば防げたものと考える。今後は、指定管理者制度に対する理解を深めるとともに、所管課としての役割を認識し、適正な業務の遂行に当たられたい。また、前例を踏襲するだけでなく、施設の目的や現状に沿った仕様書や協定書等の見直しを図られたい。